

運 営 規 程

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人 慈悲庵（以下「事業者」という。）が開設するホームケアいおり（以下「事業所」という。）が行う指定特定（介護予防）福祉用具販売の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士又は厚生労働大臣が指定した専門相談員講習会修了者若しくは都道府県知事がこれと同等以上の講習を受けたと認める者（以下「福祉用具専門相談員」という。）が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定特定（介護予防）福祉用具販売を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業の実施に当たっては、利用者の意思、及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業所の福祉用具専門相談員は、利用者が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取り付け、調整等を行い、福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図る。

3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者、その他の保健・医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

(事業所の名称)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ホームケアいおり
- (2) 所在地 〒431-2102 静岡県浜松市浜名区都田町 16 番地の 5

(職員の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名（常勤、福祉用具専門相談員兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定特定（介護予防）福祉用具販売の提供に当たるものとする。
- (2) 福祉用具専門相談員 2 名以上（常勤換算方法）
- (3) 福祉用具専門相談員は、指定特定（介護予防）福祉用具販売計画の作成・変更を行い、指定特定（介護予防）福祉用具販売の提供に当たる。
- (4) 事務職員 必要数
事務職員は、必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。(但し、12月29日～1月3日の休業日を除く)
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後17時30分までとする。

(指定特定(介護予防)福祉用具販売の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他費用の額)

第6条 指定特定(介護予防)福祉用具販売の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 指定特定(介護予防)福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止並びに介護する者の負担の軽減に資するよう、適切に行う。
- (2) 指定特定(介護予防)福祉用具販売の提供に当たっては、機能、使用方法、安全性、衛生状態等の点検を行う。

2 この事業所において取り扱う指定特定(介護予防)福祉用具販売の種目は次のとおりである。

- (1) 腰掛便座
- (2) 自動排泄処理装置の交換可能部品
- (3) 排泄予測支援機器
- (4) 入浴補助用具
- (5) 簡易浴槽
- (6) 移動用リフトのつり具の部分

3 指定特定(介護予防)福祉用具販売を提供した場合の利用料の額は、別添カタログ並びにチラシに記載のとおりとし、当該指定特定(介護予防)福祉用具販売が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

4 法定代理受領以外の利用料については、別添カタログ並びにチラシに記載のとおりとする。

5 次条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- (1) 通常の事業実施地域以外への搬入(1kmあたり100円)。
- (2) 有料道路を利用した場合は実費を徴収するものとする。

6 福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合に要する費用については、実費とする。

7 前3項より6項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

8 指定特定(介護予防)福祉用具販売の開始に際し、予め利用者またはその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名捺印を受けることとする。

(通常の事業実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、静岡県磐田市、静岡県浜松市、静岡県湖西市、愛知県豊橋市、愛知県豊川市、愛知県新城市の全域とする。

(特定福祉用具の保管)

第8条 衛生的な管理している福祉用具を提供するとともに、従業員の清潔の保持と健康状態について必要な管理を行い、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めることとする。

(虐待防止に関する事項)

第9条 事業所の管理者及び従業者は、高齢者虐待防止法に基づき、利用者等の人権擁護と高齢者虐待の発見と防止に努め、訪問した利用者宅にて高齢者虐待を発見した場合は、市町村等関係各所に速やかに通報するものとする。

2 利用者の人権の擁護、虐待の防止の観点から虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催、研修の実施等を行う。

(身体的拘束等の適正化)

第10条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを講じるものとする。

(ハラスメント)

第11条 管理者は、ハラスメント行為を従業者に周知して、個人の尊厳を守り働く人が能力を十分に発揮できるようにする。

2 ハラスメント相談窓口を設け、相談者等に対して不利益になる取り扱いはいたしません。

(非常災害対策)

第12条 災害の発生時には、事業継続計画に基づいた対応を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業所は、福祉用具専門相談員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務態勢を整備する。

(1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 秘密の保持

(1) 従業者は業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持する。

(2) 従業者であった者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

3 掲示及び目録の備え付け

(1) 事業所の見やすい場所に運営規定を掲示し、サービス利用申込者のサービスの選択に資するように努める。運営規定の概要等の重要事項等については、書面掲示に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、必要な情報をウェブサイトに掲載、公表をする。

(2) サービス利用申込者のサービスの選択に資するよう、取り扱う福祉用具の品目・品名・利用料金等を記載した目録を事業所に備え付ける。

4 正当な理由なく指定特定（介護予防）福祉用具販売サービスの提供を拒まない。

5 自社によるサービス提供が困難な時には、速やかに適当な他の指定特定（介護予防）福祉用具販売事業者を紹介する等の措置を講じる。

6 要介護認定等の認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用者の意向を踏まえて、速やか

に当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

- 7 介護予防サービス計画が作成されている場合には、指定特定（介護予防）福祉用具販売計画の作成・変更を行い、計画に沿ったサービスを提供するとともに、利用者に計画の変更の意向があるときは必要な援助を行う。
- 8 利用者の要介護認定等につき認定審査会意見が付されている場合には、認定審査会意見に配慮して指定特定（介護予防）福祉用具販売を提供する。
- 9 従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者又は家族から求められたときは、これを提示するものとする。
- 10 利用者からの相談または苦情等に対する窓口を置き、文書で記録し保管する。
- 11 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人慈悲庵と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から改正施行する。

この規定は、令和5年10月1日から改正施行する。

この規定は、令和6年1月1日から改正施行する。

この規定は、令和6年4月1日から改正施行する。